前橋市告示第５０８号

令和８年１０月９日付けで入札公告をした条件付一般競争入札（令和８年前橋市告示第４９３号）の下記１の案件について、下記２のとおり公告内容を一部変更します。

令和８年１０月１６日

前橋市長　小　川　　晶

記

１　対象案件

前橋市学習者用 iPad（使用済 GIGA スクール端末等）の売却

２　変更内容

公告個別事項の１条件付一般競争入札に付する事項の(2)仕様に係る別紙仕様書を次のとおり変更します。

＜変更前＞

３　業務内容

(2) 受注者は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「12　処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は行わない。

11　処分方法

(4) データ消去作業は ADEC（データ適正消去実行証明協議会）の消去プロセス認定を最高レーティングで受けた事業者で行うこと。また、データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に発注者へ報告すること。

＜変更後＞

３　業務内容

(2) 受注者は、GIGA スクール端末に含まれるデータの消去を、「11　処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。データ消去作業の再委託は原則として行わない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、再委託を行うことを認める。

11　処分方法

(4) データ消去方法・作業場所および作業を行う事業者を、事前に発注者へ報告すること。